

33 明治10年10月21日 菊池長閑

第九号十月廿一日認

當年田畠とも作合宜田ハ昨年より本薄之分劣れり畠ハ勝れりといふ何寄安心なり然とも我等如き米ヲ以て活計する者ハ作合宜けれハ価安直加之利息之制限布達ニ候得は弥ヶ上入箇減し五厘之減租ハ一ツ之補になれとも区費之半減ハ名而已にして実ハ引足さる由ニ而當年ハ別途区費と号して其不足を取立ニ成れハさまで右ハ補ニハ不成來年ニ至らハ何様之外題ニ変換する哉種々之噂も聞ゆれとも確定ならず物価逐年騰り此通にてハ息を突へき間もあるましく候況や資本無き族想像ヤられたり

當年も御祖母様鶯宿へ二週御湯治御相応にて本月十日御機嫌能御帰りなり家内不残入湯為致候得共我等留^(アマ)主之都合出来兼終御見舞にも出兼御留^(アマ)主中禁足せり

本月三日午後より近年ニ覚なき大雷夜ニ入大雨盆を傾るか如し中ニハ雹も交り石鳥谷辺ハ殊更大雹之由鶯宿ハ山間故響も強く震動するよし處々エ落たる由なれとも見舞するへき程之事も無之候

鹿児島の賊も去月廿五日巨魁西郷始桐野等対死漸ニ平定總督始海陸軍兵御引揚之由本宿ハ去月廿八日ニ横須賀ニ無事ニ而帰艦せり先以御互安心也

小川町若御前様御脚氣之御症にて病院エ佐藤^(心)被為入一際御快方之御様子之處御衝進にて本月一日御卒去之由驚入從五位様御愁傷奉恐察候

当年園中茶一斤半計外ニ番茶とも号すへき粗茶二斤計手製いたし候夏之頃岩谷堂之者より製法得伝授已來當時風之製ニ成風味も唯今までと違格段宜出来大慶致居候來年ハ三四斤ハ出来可申と右岩谷堂之者申候右上中下概壱円貳三十錢位之価ニ可有之中々樂ミニ成候當年も種を調門前之宅地跡或ハ園中見計時附可申と存候今四五年後ニ至らハ年中之遣料位ハ収納可有之と存候

葡萄も當年ハ平笊にて盛上ケ一つ半計り収納せり然るに当地之

風ハ皆棚にして其下タ如何様之草木植る時とも生長せず無駄地也荒蕪地ニあらされハふとうを植る甚以費なるか如し西洋にてハ棚ニあらす屏柱を建たる如く大丈夫之柱を鐵也^{いぶ}と一列に建て其間工細き手ニなるべき物を結付夫工はわせ右之如く幾筋も建列此地にて譬ていはゞ烟エ木冬時ニ至て蔓を切離し繩ヲ以其蔓を一本の如く纏メ結ひ置翌春に至て其蔓をほとき扇を開たる如く左右工散し一々手工結付と也尤冬ニつるを切離し纏たる時丈八尺に切り土際より年々右之如くすると或人の嘶也弥右之通なるもの也其如くなれハ土地にも無駄ニ成らす又垣添或ハ垣際抔工屈曲さするに宜しく考られ候右説之如くならハ来春ハ棚を廢止西洋風に可致如何なるものや見聞候ハ」来春二月頃まで其大概を取調可遣候

於くの義に今相應之縁談無之甚氣掛ニ候當春頃両三軒より申入有

之候得共とても相談難成向計にて断候已來何方よりも不申來候智を取りといふ者もあり近頃ハ東京にて聾を世話するといふ者もあれともおたまの存入にも於機お波も東京ニ行可申候得は専

ら力と可頼ハおくのおよし之兩人也後々ハ兄弟は専ら力になる者なれハおよし為にも遠方エ手離し兼候と之事是も一理なぎにもあるましく聾を取れハ貴様寄留中も家之事ハ我等一人より少しハ心休ミにも可成候得共當時之内計にてハ中々一龜為建へき力無之是にも決心致兼居候貴様年期にて來年にも帰朝と中期近からハ其上相談取究方も可有之候得共是も未だ程遠し年も次第増彼是ニ付相談相手もなしとハ實に当惑ニ候行末之処何分心付もあらハ存付承度候

最早岩峰に雪降下り折々時雨之催と成候作菊當時盛也

於く霜も風もへたつる袖垣に

後ろやすくも菊はにはへる

武夫殿

長閑

(封筒表)

「亞米利加國ボストン府

ボートウイン。ストリート

二十二番(武夫注記)

菊池武夫殿

要書報平安

」

(封筒裏)

「大日本岩手縣陸中國盛岡
外加賀塙八十六番

十月廿三日発
菊池長閑

(武夫注記)
「返答済」

」